

【充実した高校生活を送るにあたって】

本校では専門高校として、基本的な生活習慣の確立を基盤とし、自己調整力を高める指導を教育目標に掲げ、地域社会に貢献できる人材の育成に努めています。また、校外行事や地域企業との交流も多く、実社会を意識した指導を行っています。

つきましては、本校の指導方針にご理解をいただき、家庭と学校が一体となった生徒指導を実践することで、生徒たちの成長を見守っていきたいと考えております。どうぞご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 遅刻指導について

8：30のチャイム終了までに教室に入れない場合は「遅刻」となり遅刻届を生徒指導室で記入し入室します。(担任・教科担任へ報告)

2. 容儀について

(1) 制服について

【タイプⅠ】

- ・本校指定（詰襟タイプ・冬スラックス・夏スラックス）
- ・原則上衣の下は、校名イニシャル入りの長袖ボタンダウンを着用する。
- ・夏服期間以外は上着を着用するが、暑くて上着を着用しないときは、学校指定のボタンダウン・ポロシャツを着ていること。ボタンダウンはしっかりズボンにしまう。ポロシャツは出してもよい。
- ・半袖の下に長袖のTシャツ等を着ない。

【タイプⅡ】（ブレザー・ブラウス・スカート・冬スラックス・夏スラックス）

- ・スカート折り曲げ禁止、スカート丈は膝中心が目安とする。
- ・リボンを着用する。(行事等は必ず着用)
- ・夏服時・夏衣替え移行期間は、カーディガン登校（白色）も認める。

【共通】

- ・冬服 4月～5月、10月～3月 夏服 6月～9月
- ・ポロシャツは、スラックス・スカートから出してもよい。
- ・原則防寒着は登下校時のみ着用を認める。
- ・ソックスは白黒紺グレーの無地のもの、又は本校指定のものとする。

(2) 頭髪について

高校生らしく爽やかで清潔感のある髪型にする。

【禁止事項】

脱色・染色・パーマ・カール・エクステ・極端な刈り上・黒染め後の色落ち放置・面接試験時に不適當と思われるもの。

※禁止事項に該当する場合は適宜指導します。

(3) 化粧及び装飾品について

化粧及びピアス、ネックレス等の装飾品は禁止とする。また、カラーコンタクトは、健康上の面からも禁止とする。

3. 携帯電話について

- ・校地内での使用を原則禁止とする。
- ・校内へ持ち込む場合は、電源を切って鞆の中、又は鍵付ロッカーに入れておく。
(ただし、送迎連絡等のために生徒玄関先での使用は可。)

【禁止事項】

- いたずら・他人を誹謗中傷するメールやサイトへの書き込み。
 - 出会い系・成人向けサイトの利用。個人情報への書き込み。
- ※禁止事項に該当する場合は適宜指導します。

4. 自転車の利用について

- ・交通ルール・マナーを厳守し、交通安全に心がける。
- ・自転車通学者は本校指定のステッカーを貼り、整備された自転車で通学する。

5. 学校施設・備品等の破損について

- ・修繕費用は、原則自己負担とする。発生後はただちに、事務室・生徒指導室に連絡する。「学校施設備品破損届」の提出。

6. アルバイトについて

- ・原則禁止とする。ただし、家庭の特別な事情と判断した場合は許可する。
- ・危険な仕事、時間の遅い仕事は許可しない。(20:00まで)
- ・居酒屋等の酒類を提供する店や高校生として不適切な店も許可しない。
- ・アルバイト許可は、学業や部活動・学校生活全般に影響を及ぼさないことが前提であり、状況によっては許可を取り消す場合もある。無届でのアルバイトは禁止。

7. 自動車免許について(3年生で次の条件によって自動車学校への通学を許可しています。)

- ・10月1日以降、進路確定、成績不振がない、の3点がそろって許可する。必ず、担任の許可も必要。
- ・学業、学校行事を優先する。
- ・テスト期間等の決められた期間は通学を禁止する。
- ・修了検定・卒業検定・免許センター試験等は、原則として土曜日や長期休業を利用する。なお、無届での入校・免許取得は禁止する。
- ・合宿による免許取得は、2月の自宅研修期間以降とする。

8. いじめについて

本校は、いじめについて「決して許されない」という理念のもと、「いじめ防止基本方針」(HP掲載)に従って対処します。

9. 授業中の態度について

授業に意欲的に取り組まない、または、授業以外の事を行うなどの行為や、暴言や授業の進行を妨げる行為など注意に従わない場合は、特別指導の対象となる。

10. 不適切な発言等について

不適切な発言（セクハラ・暴言）や行為は保護者連絡の上、特別指導及び外部機関との連携の上、指導を課する。

以上の校則について守れない場合は本校内規に応じて指導を行います。

○特別指導について

生徒の育成という目的達成のため、問題行動のある生徒に対して必要に応じて特別指導を行う場合があります。特別指導は、教育的効果を目的とし、生徒の性格、行動、心身の発達状況、問題行動の程度など諸般の事情を考慮のうえ実施します。

<問題行動とは>

- ・暴力行為・いじめ（ネット上の書き込み等を含む）
- ・故意による器物破損（過失の時は、速やかに届けること）
- ・学校教職員の指導・注意に従わないとき。また、同じ指導・注意が度重なる場合
- ・法律を犯す行為
- ・学校の秩序を乱す行為・生徒の本分を逸脱した行為

<指導内容>

学校における、別室での学習指導です。週末や祭日は、家庭での学習指導となる場合もあります。

※原則外出禁止

なお、特別指導中は学校行事には参加できない場合もありますが、定期試験・検定試験等は、別室にて受験することになります。

※特別指導中は、欠席日数にはカウントされませんが、該当科目の欠時数としてカウントされます。